

平成26年(厚)第1072号

平成27年10月30日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)による改正前の国民年金法(以下「国年法」という。)による遺族基礎年金(以下、単に「遺族基礎年金」という。)及び同改正前の厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金(以下、単に「遺族厚生年金」といい、遺族基礎年金と遺族厚生年金を併せて「遺族給付」という。)の支給を求めるということである。

#### 第2 事案の概要

一件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、平成○年○月○日にA(以下「亡A」という。)と婚姻の届出をした同人の妻である。
- 2 亡Aは、平成○年○月○日(推定)、死亡した。
- 3 請求人は、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族給付の裁定を請求した。厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、遺族基礎年金については、「あなたの場合、被保険者であった人の死亡の当時、その者に生計を維持されていたとは認められないため支給されません。」との理由により、遺族厚生年金については、「死亡の前日において、保険料の納付要件を満たさなため」との理由により、それぞれ請求人に遺族給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。なお、保険者は、本件審理期日において、遺族

厚生年金不支給の理由について、亡Aは、厚生年金保険の被保険者資格(以下「厚年資格」という。)を平成○年○月○日に喪失しており、死亡時において厚生年金保険の被保険者でないことから、厚年法第58条第1項各号のいずれにも該当しないとの趣旨であると説明した。

- 4 請求人は、原処分を不服として、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

#### 第3 問題点

- 1 厚生年金保険の被保険者もしくは被保険者であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その遺族に遺族厚生年金を支給するとされている。ただし、第1号又は第2号に該当する場合は、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない(厚年法第58条第1項)。

第1号 被保険者(失踪の宣告を受けた被保険者であった者であつて、行方不明となつた当時被保険者であつたものを含む。)が、死亡したとき。

第2号 被保険者であつた者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき。

第3号 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したとき。

第4号 老齢厚生年金の受給権者又は厚年法第42条第2号に該当する者(注:保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者)が、死亡したとき。

そして、遺族厚生年金を受けることのできる配偶者は、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、その者によつ

て生計を維持したものとするとされている（同法第59条第1項）。

2 国民年金の被保険者である者が死亡した場合、死亡した者の妻で、当該死亡の当時、死亡者によって生計を維持し、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子又は20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にある未婚の子と生計を同じくする妻で、死亡者によって生計を維持したのものには、遺族基礎年金が支給される（国年法第37条第1項、第37条の2第1項）。

3 そして、死亡者によって生計を維持した妻とは、死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額65万5千円以上の所得（以下「基準額」という。）を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている（厚年法第59条第4項、第1項、国年法第37条の2第3項、第1項、厚年法第3条の10及び国年法施行令第6条の4並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

4 認定基準では、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者であり、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるが、この認定基準により生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一

つにするとき認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

5 本件の場合、亡Aの死亡の当時請求人が亡Aの妻であって、基準額を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては当事者間に争いが無いと認められるから、本件の問題点は、亡Aが前記1の被保険者もしくは被保険者であった者に該当するかどうかということ及び請求人が亡Aの死亡当時、同人によって生計を維持したものと認めることができるかどうかということである。

#### 第4 当審査会の判断

1 前記第2の各事実と一件記録を併せると、次の各事実が認められる。

(1)～(13) (略)

2 以上の認定された事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) まず、遺族厚生年金について判断する。

遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者であった者等が死亡した場合に支給されるが、亡Aは平成〇年〇月〇日に社会保険被保険者資格を喪失している、死亡時点では厚生年金保険の被保険者ではなく、被保険者であった間に初診がある傷病により死亡したのではない。また、障害厚生年金の受給権者でも、高齢厚生年金の受給権者でもない。よって、厚年法第58条第1項の各号に該当として、遺族厚生年金を支給しないとされた原処分は妥当であり、取り消すことはできない。

(2) 次に、遺族基礎年金について判断する。

遺族基礎年金の受給権者に係る生計維持関係の認定に関して、保険者は、認定基準を定めているが、この基準は、一般的・基本的なものとしては相当と解されるから、当審査会もこれに依拠するのを相当とするものである。そこ

で、本件をこれに照らしてみると、上記1で認定した事実により、請求人が前記第3の4のイに該当しないことは明らかであるので、前記第3の4のイに該当するものと認められるかどうかが問題となる。

請求人と亡Aの別居は、婚姻後わずか約1か月後に亡Aが家出したことから発したものであり、その後、亡Aが入院していた事実、住民票を〇〇区の住所から〇〇町の住所に異動した事実、及び、勤務先の被保険者資格を喪失した事実等を請求人が知らなかったことから、亡Aが円満な夫婦生活を維持するために重要な事項を請求人に伝える必要性を感じておらず、夫婦としての関係を継続する意思が存在しなかったことが窺え、夫婦としての実態や信頼関係が構築されていたとはいえない。

請求人は、前記第4の1(9)及び(10)のとおり、亡Aから生活費をもらっていた旨申し立てているが、これを証する客観的資料はなく、また、亡Aからの音信・訪問についても同様であって、この他にも生計維持関係を証する客観的な資料はない。これらを総合してみると、亡Aから請求人に対しての経済的援助・定期的な音信を認めることはできないといわざるを得ないから、前記第3の4のイに該当するとみることもできない。

そうすると、請求人は、亡Aの死亡の当時、同人によって生計を維持したものと認めることはできないから、遺族基礎年金を支給しないとした原処分は妥当であり、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。